

農業

次世代を担う農業者支援 「親元就農を支援します」

●有田川町農業経営継承者支援事業

農業における次世代の中心的な役割を担うことを強く志す農業者を確保・支援することを目的とし、農業経営を継承するため就農した直後の新たな就農者に対し、予算の範囲内で有田川町農業経営継承者支援事業助成金を交付します。

●対象者／次の①から⑥の要件を全て満たす方。

- ①就農者の申請日における年齢が18歳以上30歳未満であり、農業経営を継承するため1年以内に就農した方。
- ②町内に住所を有し、かつ、町内において効率的かつ安定的な農業経営を10年以上継続して行い、また地域農業の中心的な役割を担うことについて強い意欲を有している方。
- ③青年等就農計画の認定を受けた方で、町がその認定をした方であること。もしくは、認定農業者の子または孫(※1)であり、かつ青年等就農計画と同等の書類を作成し町に提出した方。(※2)なお、一戸一法人(※3)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外。

※1 当該認定農業者が法人である場合は、構成員のうち農業に従事する方の子または孫を含む。(以下「子等」という)

※2 子等に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子等と見なす。

※3 原則として世帯員のみで構成される法人。

④年間150日以上かつ、年間1200時間以上の農業従事を行う方。

⑤国・県などが実施する同様の事業による補助金・交付金・その他の給付金などを受けない方。

⑥町税の滞納のない世帯。

※2 子等に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子等と見なす。

※3 原則として世帯員のみで構成される法人。

④年間150日以上かつ、年間1200時間以上の農業従事を行う方。

⑤国・県などが実施する同様の事業による補助金・交付金・その他の給付金などを受けない方。

⑥町税の滞納のない世帯。

●助成額／1人当たり年間50万円を上限とします。

●交付期間／2年を限度とします。

●受け付け方法／産業課(金屋庁舎)まで申請書をご提出ください。

※後日審査があります。

●受付期間／7月1日(水)～31日(金)

※役場開庁日時に伴います。

※詳しくは町ホームページをご確認ください。

問 産業課(金屋庁舎)

水道

たいせつな水道守ろう未来へ

●6月1日(月)～7日(日)は 第68回水道週間で

私たちは、朝起きてから夜寝るまで、水を使わない日はありません。水道の蛇口をひねると、いつでもどこでも水が出てきます。しかし災害などで水が足りなくなると水の大切さがよく分かります。毎日の生活に欠くことのできないもの、それが「水」です。

その「水」は、限りある貴重な資源です。日々の暮らしには必要不可欠な水を大切に使ってください。

有田川町では、安全で良質な水を安定的に供給するために、浄水場や配水管といった水道施設の更新を行っています。長期にわたる工事でご迷惑をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いします。



出典／(公社)日本水道協会

問 上下水道課・清水行政局建設環境室

乳幼児を子育て中の皆さまへ 子育て支援センターは 皆さまの子育てを応援します!

～母と子のふれあい～
ベビーマッサージ

- 日時／6月24日(水) 10:15～11:15
- 場所／子育て支援センター
- 定員／10組程度
- 参加費／無料
- 講師／佐々木久美子さん
- 申込／6月8日(月) 8:30～

開設日時など	
あそびのひろば	金曜日(6月5日・12日・19日・26日) ※予約制。 詳細は予定表でご確認ください。
	10:15～11:15 13:45～14:45

※実施状況や毎日の予定表などは、町ホームページでもお知らせしています。

子育て支援センターでは、一時預かり保育を行っています。詳しくは町ホームページをご覧ください。お気軽にお問い合わせください。

子育て支援センター ☎ 52-5474 (ファクス兼用)

